

－独立行政法人国立美術館－

建築設備改修工事の施行に当たり、シャッターの部品交換費等の積算を誤ったため、契約額が割高

1件 不当金額(支出) 530万円

1 工事の概要

独立行政法人国立美術館国立西洋美術館は、平成28、29両年度に、「国立西洋美術館建築設備改修工事」を契約額7020万円で締結して施行している。

本件工事は、美術館の設備の経年劣化や動作不良を解消するために、本館、新館及び企画展示館に設置しているシャッター及び自動扉の部品交換、新館に設置している電動式軽量シャッターの更新並びに企画展示館に設置しているエレベータ及び5 tクレーンの更新を行うものである。

美術館は、本件工事の予定価格の積算を、シャッター等の機器ごとに専門業者から徴した見積書の価格に基づくなどして行っており、シャッター及び自動扉の部品交換費並びにエレベータ及び5 tクレーンの更新費の合計額に消費税(地方消費税を含む。)を加えて7211万円と算定していた。

2 検査の結果

美術館は、仕様書において、シャッターの部品交換に伴う開閉器交換の施工箇所を15か所としており、これに適合する内容で予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いてシャッターの部品交換費を算定するなどすべきであるのに、誤って、予算要求時に開閉器交換の施工箇所を30か所とする想定で徴していた見積書の価格を用いてこれを算定するなどしていた。

したがって、シャッターの部品交換費について予定価格の積算時に徴していた見積書の価格を用いるなどして本件工事の予定価格を修正計算すると、他の項目において積算過小となっていた費用を考慮しても、適正な予定価格は6480万円となることから、本件契約額7020万円はこれに比べて約530万円割高となっていて不当と認められる。